# 14 企業結合行為 (入口・本体)



#### 事業者団体規制

- \* 9k212-215
  - \* 行為主体が事業者団体
    - ▶ 排除措置命令の名宛人ともなる
  - \* 1号:課徴金対象(構成事業者が名宛人)
  - \* 3号・4号・5号:課徴金対象でない
    - ▶ 3号 他者排除行為
    - ▶ 4号 競争停止行為が多い
    - ▶ 5号 他の者に不公正な取引方法をさせる
    - ▶ 神奈川県LPガス協会 東京地判 東京高判

#### 4 9k216-231

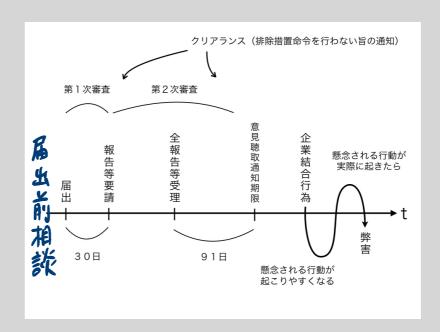
#### \* 全体が必要

- \* ここに書いてある程度の条文知識なら、さほど細かくない
- \* 違反要件総論で、企業結合を素材としてかなり取り上げている。
  - ▶ 各論で説明することは多くはない

## 本体

#### 総説 216-217

- \* どのような行為が問題となるか
- \* 時間の流れ



- \* 各条の基本形…15条が典型
  - \* 違反要件
  - \* 届出義務
  - \* 審査手続

#### 違反要件の全体像 217-218

- \* 企業結合行為
- \* により競争を実質的に制限することとなる
  - \* 下記の①と②の総合考慮
    - ① 企業結合行為により、懸念される行動が起こりやすくなる
    - ② 懸念される行動が起こったならば、それにより、弊害が起こる
- \* 以上のこと(企業結合行為後)を事前に審査
  - \* 参考として現在または過去を見る

- \* 行為要件を満たせば事前規制が可能
- \* 10条、13条~16条
- **\*** 17条
- \* いずれにも該当しない場合
  - \* 業務提携

\* 以下の議論は、何条(どの企業結合行為)に 該当する場合でも同じ

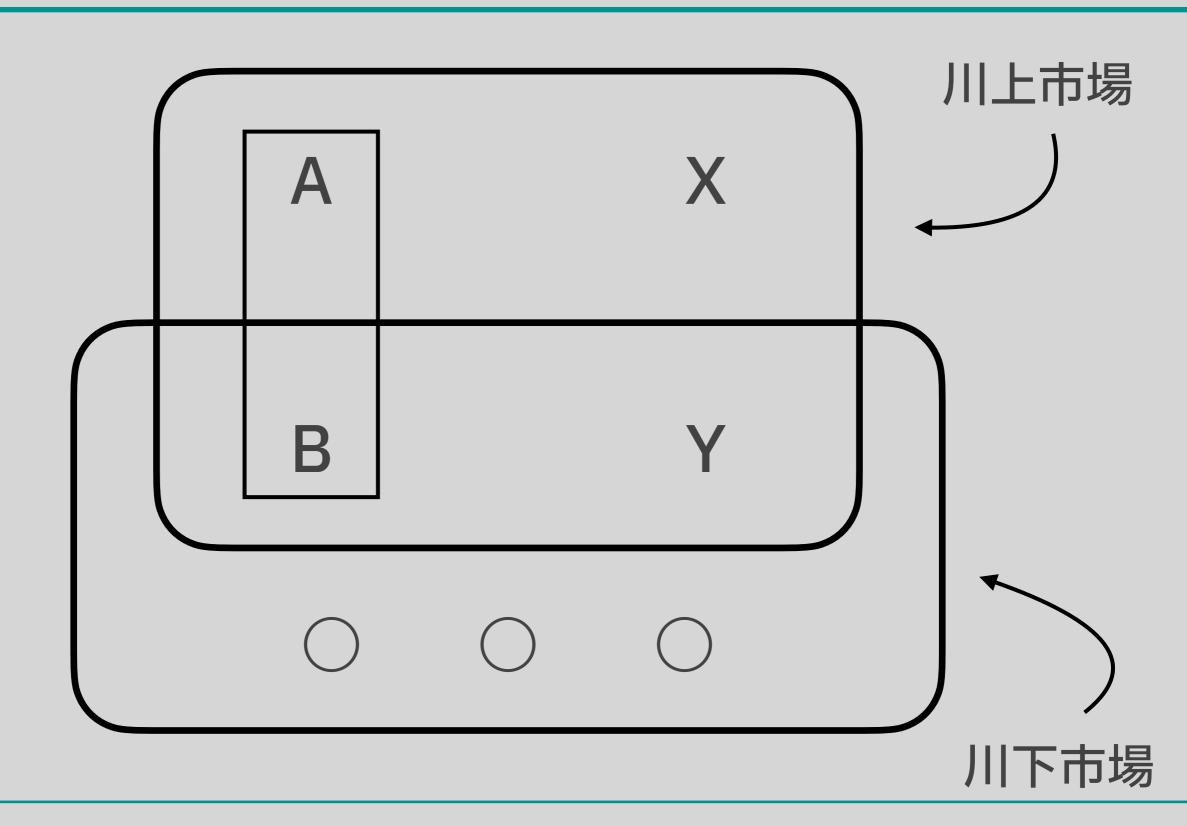
#### スライド7の①

- \* により懸念される行動が起こりやすくなる
- \* 「水平型」で頻出する懸念される行動
  - \* 同一または連動的な競争変数設定
- \* 「非水平型」で頻出する懸念される行動

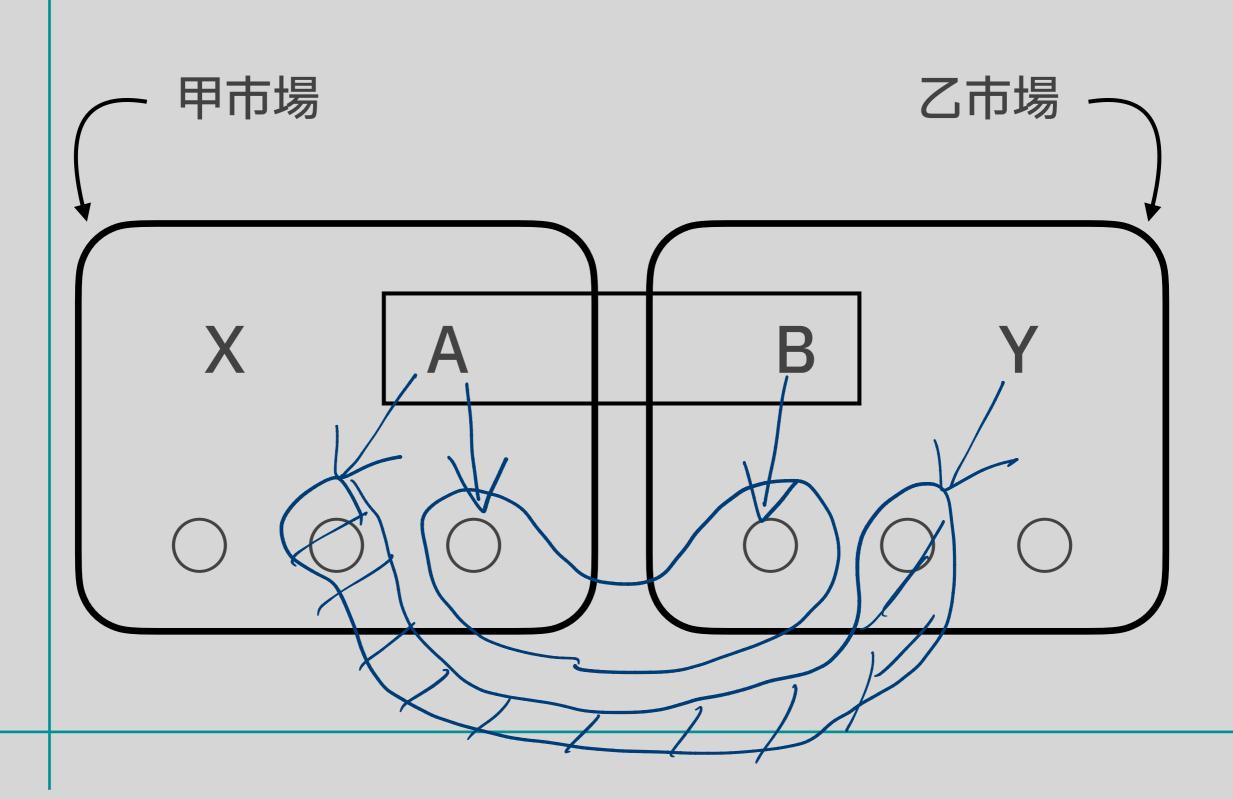
  - \*情報入手/協調
- \* 垂直型・混合型は、非水平型の典型例
  - \* 典型例に該当しない事例が増えている

10 垂直型の場合

9 k 222 - 223



### 11 混合型の場合



#### 12 スライド7の②

- \* 弊害要件総論でやったこと
  - \* 9k225 → 9k第4章

- \* ②「により」が通常の意味の因果関係に相当
  - \*  $9k225 \rightarrow 78 \sim 80$

#### 13 公取委の「結合関係」概念

- \* 違反要件の成否判断において、1つのグループ として扱う範囲を見極める基準
- \* 3段階
  - \* 議決権保有比率20%超かつ1位 。 。 。 。

BDD

DODA

- \* ↑でも↓でもない·・総合判断
- \* 議決権保有比率10%以下または4位以下
- \* 日本製鉄/東京製綱(R3-08-03日本製鉄公表)は、これに関係する事例
- \* 批判と議論は、9k226

#### 14 企業結合審査手続

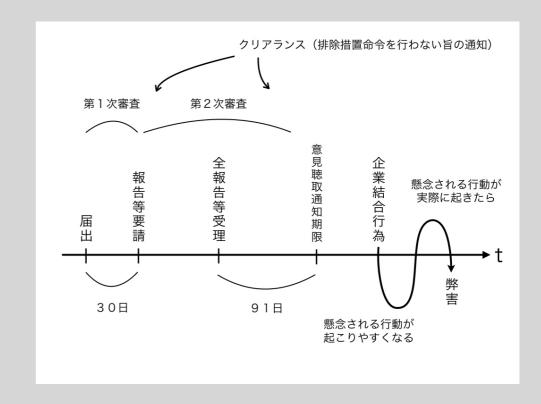
\* 第2次審査に進まないようにする、という傾向

が強まっている?

- \* 届出前相談
- \* 届出撤回 → 再届出



- \* 47条の処分が可能
- \* 企業結合課職員も審査官として指定可



#### 15 問題解消措置

- \* 構造的措置
- \* 行動的措置

- \* ほぼ全ての問題解消措置は、競争変数左右が 起きないようにするもの
  - \* USEN/キャンシステムの問題解消措置は極めて珍しい例外

#### 16 ガンジャンピング

- \* 企業結合の際に生じる、
  - \* ハードコアカルテル
  - \* 手続違反(待機等の義務の違反)